

国土交通省	水資源機構
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。	2a	当時実施中の新築事業6事業のうち、滝沢ダム建設事業については、平成22年度末に事業を完了した。大山ダム建設事業については、平成22年度に本体コンクリートの打設を完了し、平成24年度末事業完了に向けて平成23年度から試験灌水を実施している。その他の4事業については、ダム事業の検証対象になっていることから、新たな段階に入らず現段階を継続し、事業の継続または中止といった事業の方針の判断に必要な検討を進めている。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	2a	平成23年12月26日に「独立行政法人水資源機構 維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、管理に係る業務量全体に対する民間委託率を、平成23年度の約36%から平成29年度末までに最大約42%まで拡大することを目標として、民間委託の拡大を進めていくこととしている。まず平成24年度においては、モデル地区（池田総合管理所、旧吉野川河口堰管理所及び愛知用水総合管理所）において民間委託拡大の試行を行っている。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務についても、広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理、除草業務について、移管するための条件など相手方との協議を行っているところであるが、このうち、広報資料館の一部については、平成23年度においても、運営の無人化や冬期の閉鎖等の経費削減を図ったところである。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画において処分することとしている。また、それ以外の宿舎についても今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。 本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区大和田町）に新宿舎の建設（平成24年8月完成予定）を行うほか、不要となっている常盤平・寺尾台・高島原寮の宿舎跡地及び高平寺宿舎を平成24年度中に現物納付による国庫納付を行うための事務手続きを行っているところである。 また、本社以外の処分対象としている宿舎についても、金銭納付による国庫納付を進めているところである。 なお、今後も「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）を踏まえ、見直しに向けた検討を進めていくこととしている。
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	2a	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%（413件）であった一者応札は、平成22年度は19.2%（132件）、平成23年度は20.4%（141件）となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。 平成21年度 一般競争等1,849件（84.1%）42,814,388千円（82.9%）、競争性のない随意契約350件（15.9%）8,819,778千円（17.1%） 平成22年度 一般競争等1,468件（81.8%）48,483,353千円（86.6%）、競争性のない随意契約326件（18.2%）7,492,748千円（13.4%） 平成23年度 一般競争等1,355件（82.3%）32,787,968千円（81.7%）、競争性のない随意契約292件（17.7%）7,362,565千円（18.3%）
05 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	2a	利益剰余金の取扱については国庫納付も含めた検討を実施しているところであるが、利益剰余金は、もともと利水者が機構に支払った割賦負担金の一部から生じていることから、平成24年度予算については、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、現行中期計画で承認を受けている積立金（約430億円）に、今回更に79億円を追加し、管理システムの更新整備や除草経費の軽減対策などに活用することとした。 この約79億円の活用により、平成24年度において、国費約27億円及び利水者負担金約36億円を軽減したほか、今後の維持管理費の縮減等により、将来にわたる負担軽減が見込まれるところである。 今後の利益剰余金の取扱については、各関係機関と調整を行っているところである。
06 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	給与水準の適正化に向け、平成23年度においては、次の措置を講じた。（1）昇給の停止（2）現給保障の一部カットを実施（3）本給の5%カットの継続実施（4）地域手当の20%カット及び地域手当の異動保障を凍結する措置の継続実施（5）同一地域内での異動を行う職員については、本給（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を一律に減額する地域勤務型職員制度の継続実施 引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう俸給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。また、平成24年度においては、次に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。（1）昇給の停止、本給及び地域手当のカット並びに地域手当の異動保障の凍結の継続実施（2）現給保障の完全廃止（3）地域勤務型職員制度の推進 過去3か年の人件費及びラスバイレス指数の推移は以下のとおりである。 ・平成21年度（人件費）13,186百万円（ラスバイレス指数）116.0 ・平成22年度（人件費）12,332百万円（ラスバイレス指数）112.6 ・平成23年度（人件費）11,864百万円（ラスバイレス指数）112.1